

訪問介護の基本報酬引下げの撤回に関する意見書（案）

令和6年度介護報酬は、全体で1.59%引き上げられることとなった。しかし、訪問介護の基本報酬については、食事介助、おむつ交換などの身体介護も、掃除、買物、調理などの生活援助も、2%から3%程度引き下げられた。

訪問介護事業者は、ただでさえ深刻な人手不足によって倒産や廃業が相次ぎ、追い詰められている。事業者や家族介護者からは、これではもう成り立たない、利用者に日々寄り添い重度化を防ぐ訪問介護員の重要性が分かっていないなどといった強い抗議の声が上がっている。

訪問介護事業が成り立たなければ、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことは不可能になる。在宅介護の終わりの始まり、介護保険制度崩壊の第一歩という声が出るのも当然である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、令和6年度介護報酬改定における訪問介護の基本報酬の引下げを直ちに撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

宛て